

石綿に係る法規等(案)

石綿（アスベスト）とは、法的に、繊維状を呈しているクリソタイル（白石綿）、アモサイト（茶石綿）、クロシドライト（青石綿）、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライトの6種類としている。

このうち、アモサイト、クロシドライトは有害性が高いことから平成7年4月に法的に禁止になった。その後、一部の石綿製品（建材、摩擦材、接着剤）については平成16年10月1日から、さらに平成18年9月からは全面的に輸入・製造・使用等が禁止となった（平成30年6月に石綿分析用試料等については解除）。

一方、建築物、工作物等の解体／改修等における石綿製品の除去等作業についても厳格な管理が必要である。当協会では、石綿の厳格な管理を願って、平成5年に「石綿に係る法規等」を作成し、その後法令等の改正に伴い改訂してきた。この度、改正石綿障害予防規則及び大気汚染防止法等が一部を除いて施行されたため、令和3年4月版として改訂（赤字下線が改訂内容）した。ご活用いただければ幸いである。

なお、実用的に使用されたものは、クリソタイル、アモサイト、クロシドライトであるとされてきたが、一部の建築物における吹付け材からトレモライト等が検出されたとの報告がある。

1. わが国の石綿に係る法規等

現在、わが国における石綿の規制は、労働者の健康障害の予防を目的にしたものと一般環境の保全並びに公害の防止を目的としたもの等がある。なお、ここでは、特に解体に係る法規等を中心に解説する。

1.1 労働安全衛生法・同施行令・労働安全衛生規則（厚生労働省）

労働安全衛生法（略称：安衛法）は、労働災害防止に関する総合計画的な対策を推進することにより、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに快適な作業環境の形成を促進することを目的としている。

特に石綿に係る事項には、製造等の禁止、健康管理手帳などがあり、表1はその概要である。

表1 安衛法・同施行令・労働安全衛生規則の概要

安 衛 法	同 施 行 令	安 衛 則
製造等の禁止 (第55条)	製造が禁止されている有害物等(第16条第1項) 4号 石綿(石綿分析用試料等を除く) 9号 石綿含有率0.1重量%を超えるもの	
健康管理手帳 (第67条)	健康管理手帳を交付する業務(第23条) 3号 粉じん作業に係る業務 11号 石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務 ^{注1)}	健康管理手帳(第53～60条) *交付要件： ① じん肺法第13条第2項等の規定より決定されたじん肺管理区分が管理2又は管理3であること(第3号) ② 両肺野に石綿による不整形陰影又は石綿による胸膜肥厚があること(以下 第11号) ③ 下記の石綿等の製造、取り扱い業務に1年以上従事し、かつ初めてのばく露から10年以上経過している場合 ・ 石綿等の製造作業 ・ 石綿含有吹付け材の吹付け又は除去等の作業 ・ 石綿含有保温材等の張付け又は除去等の作業 ④ ③以外の石綿等を取り扱う作業に10年以上従事していた場合 ⑤ 厚生労働大臣が定める要件に該当する場合
計画の届出等 (第88条) ^{注2)}		<u>計画の届出等(第86,90条)^{注3)}</u>

注1) 石綿等の製造又は取扱いが行われ、石綿の粉じんが発散する作業場内における業務。間接ばく露する場合。

注2) 工事を行う事業者が建設業及び土石採取業以外は、石綿則第5条による。

注3) 石綿含有吹付け材・保温材・断熱材・耐火被覆材の除去等工事では14日前までに届出。

1.2 石綿障害予防規則（厚生労働省）

石綿障害予防規則（略称：石綿則）では、石綿による労働者の肺がん、中皮腫等の健康障害を予防するため、作業方法の改善、関係施設の改善等の必要な措置を講じ、石綿によるばく露の程度を最小限度にするよう努めることになっている。

本規則では、建築物・工作物・鋼製の船舶の解体等の業務に係る措置を中心に石綿及び石綿含有製品を製造又は取り扱うときの管理基準を定めている。概要を安衛法との関係でみると表2のようになっている。

表2 安衛法・石綿則の概要

安 衛 法	石 綿 則	
作業主任者(第14条) ^{注1)}	作業主任者の選任(第19条)、作業主任者の職務(第20条)、石綿作業主任者技能講習(第48条の5)	
事業者の講ずべき措置等(第20条～25条の2)	事前調査及び分析調査(第3条)、作業計画(第4条) 吹き付けられた石綿等及び石綿含有保温材等の除去に係る措置(第6条) 石綿含有成形品の除去に係る措置(第6条の2) <u>石綿含有仕上げ塗材の電動工具による除去に係る措置(第6条の3)</u> <u>石綿等の切断を伴わない作業に係る措置(第7条)</u> 石綿等が吹き付けられた建築物、及び石綿等が使用されている保温材等が施工された建築物等における業務に係る措置(第10条) 作業に係る設備等(第12条) 石綿等の切断等の作業に係る措置(第13,14条) 立入禁止措置(第15条) 局所排気装置等の要件、稼動(第16,17条)、除じん(第18条) 定期自主検査を行うべき機械等の点検、補修等(第24～26条)	休憩室(第28条) 床(第29条) 清掃の実施(第30条) 洗浄設備(第31条) 容器等(第32条) 使用された器具等の付着物の除去(第32条の2) 喫煙等の禁止(第33条) 掲示(第34条) 作業の記録(第35条) <u>作業計画による作業の記録(第35条の2)</u> 呼吸用保護具(第44～46条)
定期自主検査(第45条)	定期自主検査を行うべき機械等(第21～23条)	
安全衛生教育(第59条)	特別の教育(第27条)	
作業環境測定(第65条等)	作業環境測定、評価等(第36～39条)	
健康診断(第66条等)	健康診断の実施、記録、報告等(第40～43条)	
—	石綿等の使用の状況の通知(第8条) 建築物の解体等の条件(第9条)	

注1) 労働安全衛生法施行令第6条23号: 作業主任者を選任すべき作業として、石綿重量の0.1%を超えて含有する製剤を取り扱う作業
労働安全衛生規則第18条: 作業主任者の氏名等の周知

1.3 作業環境測定法・同施行令・同施行規則 (厚生労働省)

作業環境の測定に関し、作業環境測定士の資格、作業環境測定機関等について、必要な事項を定めている。

- 作業環境測定基準第10条の2〈石綿の濃度の測定〉: 石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場(安衛法施行令第21条第7号)
- 作業環境評価基準別表……管理濃度 石綿 0.15f/cm³

1.4 じん肺法・同施行規則 (厚生労働省)

粉じんを吸入することによって肺に生じた線維増殖性変化を主体とする疾病をじん肺という。

このじん肺に関し、適正な予防及び健康管理その他必要な措置を講じることにより、労働者の健康の保持その他福祉の増進に寄与することを目的として、じん肺法が制定されている。表3はその概要である。

表3 じん肺法・同施行規則の概要

じん肺法	同施行規則
定義(第2条)	粉じん作業(第2条)、別表(第24号)
じん肺健康診断(第3条)	胸部に関する臨床検査(第4条)、肺機能検査(第5条) 結核精密検査(第6条)、結核以外の合併症に関する検査(第7条)
エックス線写真の像及びじん肺管理区分(第4条)	
じん肺健康診断の実施(第7～11条)	就業時の健康診断の免除(第9条)、一部省略(第10条) 定期外健康診断(第11条)、離職時健康診断(第12条)
じん肺管理区分の決定(第12～20条)	じん肺管理区分の決定通知等(第16～19条)
健康管理のための措置(第20条の2～23条)	作業の転換(第26,27,28条)、転換手当の免除(第29条)

* じん肺法が適用される石綿作業(じん肺法施行規則別表第24号)とは、石綿をときほぐし、合剤し、紡績し、紡織し、吹き付けし、積み込み、若しくは積み卸し、又は石綿製品を積層し、縫い合わせ、切断し、研まし、仕上げし、若しくは包装する場所における作業

1.5 大気汚染防止法・同施行令・同施行規則の概要 (環境省)

大気汚染防止法(略称: 大防法)は、工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うば

い煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、大気汚染に関し、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的としている。本法のうち、石綿を含む建築物、工作物の解体等に係る法等の概要を表4に示す。

表4 石綿を含む建築物、工作物の解体等に係る大防法・同施行令・同施行規則の概要

大防法	同施行令	同施行規則
定義等(第2条)		
特定粉じん(第8項)	特定粉じん(第2条の4) ・石綿	
特定建築材料(第2条第11項)	特定建築材料(第3条の3) ・吹付け石綿 ^{注1)} <u>その他の石綿を含む建築材料</u>	
特定粉じん排出等作業(第11項)	特定粉じん排出等作業(第3条の4) ・特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体する作業(第1号) ・特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を改造し、又は補修する作業(第2号)	
特定工事(第12項) ・特定粉じん排出等作業を伴う建設工事		
特定粉じん排出等作業の作業基準(第18条の14)		作業基準(第16条の4) ・ <u>特定粉じん排出等作業の計画及び実施(第16条の4第1号)</u> ・ <u>掲示板の設置(第16条の4第2号)</u> ・ <u>作業の実施状況の記録(第16条の4第3号)</u> ・ <u>作業の実施状況の確認(第16条の4第4号)</u> ・ <u>除去等の完了の確認(第16条の4第5号)</u> ・作業の種類ごとの措置(第16条の4第6号、別表第7)
解体等工事に係る調査及び説明等(第18条の15)		<u>解体等工事に係る調査の方法(第16条の5)</u> 解体等工事に係る説明の時期(第16条の6) 解体等工事に係る説明の事項(第16条の7) <u>解体等工事に係る調査に関する記録等(第16条の8)</u> 解体等工事に係る掲示の方法(第16条の9) 解体等工事に係る掲示の事項(第16条の10)
特定工事の発注者等の配慮等(第18条の16)		<u>下請負人に対する説明の事項(第16条の11)</u>
特定粉じん排出等作業の実施の届出(第18条の17)	<u>特定粉じんを多量に発生等させる原因となる特定建築材料(第10条の2)</u> ・吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材	特定粉じん排出等作業実施の届出(第10条の4)
計画変更命令(第18条の18)		
<u>特定建築材料の除去の方法等(第18条の19)</u>		<u>集じん・排気装置(第16条の12)</u> <u>隔離等の方法に準ずる方法(第16条の13)</u> <u>被覆又は固着の方法(第16条の14)</u>
<u>作業基準の遵守義務(第18条の20)</u>		
<u>作業基準適合命令等(第18条の21)</u>		
<u>下請負人に対する元請業者の指導(第18条の22)</u>		
<u>特定粉じん排出等作業の結果の報告等(第18条の23)</u>		<u>特定粉じん排出等作業の結果の報告等(第16条の15)</u> <u>特定粉じん排出等作業に関する記録(第16条の16)</u>

注1) 大防法で定義される吹付け石綿には、吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール、石綿含有吹付けパーミキュライト(ひる石)及び石綿含有吹付けパーライトがある。

1.6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律・同施行令・同施行規則 (環境省)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(略称:廃棄物処理法)は、廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。廃棄物処理法では、産業廃棄物について、通常の産業廃棄物と特別管理産業廃棄物に区分している。

特別管理産業廃棄物に該当する石綿を含む廃棄物とは、建築物又は工作物から除去された吹付け石綿(石綿含有吹付け材のこと)、石綿含有保温材、石綿含有断熱材、石綿含有耐火被覆材の廃棄物をいう。これらを「**廃石綿等**」といい、その具体的な取り扱いについて、廃棄物処理法・施行令・施行規則で定めている。その概要を**表5**に示す。

表5 「廃石綿等^{注1)}」に係る廃棄物処理法・同施行令・同施行規則の概要

廃棄物処理法	同施行令	同施行規則
定義「特別管理産業廃棄物」(第2条第5項)	廃石綿等(第2条の4第5項ト)	廃石綿等の範囲(第1条の2第7項)
保管の基準「特別管理産業廃棄物保管基準」(第12条の2第2項)		特別管理産業廃棄物保管基準(第8条の13)
管理体制「特別管理産業廃棄物管理責任者」(第12条の2第8、9項)		特別管理産業廃棄物保管責任者(第8条の17)
帳簿の備付け、保存(第12条の2第14項)		事業者の帳簿記載事項等(第8条の18)
処理の委託(第12条の2第5、6、7項)	処理委託(第6条の6)	処理委託(第8条の14、15、16、16の2、16の3、16の4)
産業廃棄物管理票(マニフェスト)(第12条の3)		産業廃棄物管理票の交付(第8条の20、第8条の21)

注1) 廃石綿等とは、①石綿建材除去事業により建築物等から除去された吹付け石綿(吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール、石綿含有吹付けパーミキュライト、石綿含有吹付けパーライト)、石綿含有保温材、石綿含有断熱材、石綿含有耐火被覆材と除去事業で使用された石綿が付着しているおそれのある道具等、②大防法に定められた特定粉じん発生施設が設置されている事業場の集じん施設に集められた石綿と使用した道具等の廃棄物をいう。

*最終処分場では「**廃石綿等**」を埋めた位置を示す図面を作成すること(規則第12条の11第2項第3号ハ)。

また、建築物又は工作物から除去された石綿を含むスレートやビニル床タイル等の成形品は、産業廃棄物(がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類)の「**石綿含有産業廃棄物**」として扱う必要があり、その概要を**表6**に示す。

表6 「石綿含有産業廃棄物^{注1)}」に係る廃棄物処理法・同施行令・同施行規則の概要

廃棄物処理法	同施行令	同施行規則
定義「産業廃棄物」(第2条第4項1号)	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(第2条第7号)がれき類(第2条第9号) ^{注1)}	石綿含有産業廃棄物(第7条の2の3)
保管の基準「産業廃棄物保管基準」(第12条第2項)		産業廃棄物保管基準 *「石綿含有産業廃棄物 ^{注2)} 」が含まれることを表示。(第8条第1号ロ(2)(ロ)) *「石綿含有産業廃棄物」の措置:他のものと混合させない、飛散させないこと。(第8条第4号)
管理体制「産業廃棄物処理責任者」(第12条第8項)		
帳簿の備付け、保存(第12条第13項)		事業者の帳簿記載事項等(第8条の5)
処理委託(第12条第5、6、7項)	処理委託(第6条の2)	処理委託(第8条の2の8、第8条の3)
産業廃棄物管理票(マニフェスト)(第12条の3)		産業廃棄物管理票の交付(第8条の20、第8条の21) *「石綿含有産業廃棄物」が含まれていること及びその数量を記載。

注1) 有機繊維を含んだ廃棄物や汚泥等の安定型産業廃棄物以外の廃棄物に該当する場合は、管理型処分場又は遮断型処分場で処分すること。

注2) 石綿含有産業廃棄物とは、工作物(建築物を含む)の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1重量%を超えて含有するもの(廃石綿等を除く)。

*最終処分場では「**石綿含有産業廃棄物**」を一定の場所に埋め、その量を記録し、埋めた位置を示す図面を作成すること(規則第12条の11第2項)。

1.7 建築基準法 (国土交通省)

建築基準法により、飛散のおそれのある石綿含有建材の使用を禁止するため、以下に示す規制等を実施する必要がある。なお、封じ込めに使用する薬剤については、告示(平成18年国土交通省告示第1168号)で、性能要件が定められている。

- ①吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールについては(平成18年国土交通省告示第1172号)、増改築、大規模な修繕・模様替え時には、当該部分は除去、当該部分以外については以下のように石綿等の措置を行うことが義務付けられている。(令第137条の4の3)
 - 増改築部分の床面積が増改築前の1/2超 : 除去
 - 増改築部分の床面積が増改築前の1/2以下 : 除去、封じ込め又は囲い込み
 - 大規模な修繕・模様替え時 : 除去、封じ込め又は囲い込み
- ②石綿繊維の飛散の恐れがある場合には、飛散防止についての勧告・命令、報告聴取・立入調査、定期報告制度による閲覧等を実施する。

1.8 宅地建物取引業法・同施行規則 (国土交通省)

宅地建物取引業法及び同施行規則により、建物の売買、交換又は貸借の契約に際して、当該建物について、石綿使用の有無について調査結果が記録されているときは、その内容を書面で説明する必要がある。(則第16条の4の3)

1.9 建設リサイクル法 (国土交通省)

現状では、建設リサイクル法の特定建設資材となる石綿製品はない。しかし、特定建設資材に石綿製品が混入すると特定建設資材のリサイクルができなくなる。従って、建築物等の解体等においては、石綿製品の有無の調査及びその分別を確実に実施することが必要である。(則第2条)

1.10 住宅の品質確保の促進等に関する法律 (国土交通省)

住宅の品質確保の促進等に関する法律において、住宅性能表示制度が制定されており、既設住宅の吹付け材を基本として、石綿の有無の調査及び室内石綿粉じん濃度の測定方法が示されている(濃度基準はない)。

2. 石綿を含む建築材料の解体等に係る主要法規等

石綿等を含む建築物・工作物の解体・改修(破碎)工事(以下 解体等と称する)について、特に関わりの深い法規等を一覧表として取りまとめ、表7に示す。

吹付け材等における封じ込め作業及び囲い込み作業の規定内容、呼吸用保護具等の具体的種類等については、【解体等に関する参考資料】で確認して頂きたい。

なお、石綿障害予防規則及び大気汚染防止法により、石綿含有建材及び特定建築材料を含むかどうかの調査及び記録が規定されているが、表では調査を行った後を対象とし、石綿含有建材の種類についても確認しているものとした。また、石綿則と大防法で同様の事項が規定されている場合、大防法における記載を省略している項目がある。

表7 石綿製品の解体等に係る主要法規等

	法 規	内 容
吹付け材の除去等 (レベル1)	労働安全衛生法・同施行令・労働安全衛生規則	①健康診断の実施等 ②除去工事の計画の届出(14日前まで) ③作業主任者等の表示
	石綿障害予防規則	①作業計画の作成 ②関係者以外の立入禁止 ③作業場所の 負圧隔離 ④セキュリティーゾーン(前室、洗身室、更衣室)の設置 ⑤作業場及びセキュリティーゾーンの負圧化 ⑥集じん・排気装置の排気口からの石綿漏洩ないことの確認 ⑦作業主任者の選任 ⑧特別教育の実施(4.5時間) ⑨表示・掲示等(石綿有無の調査結果、立入禁止、石綿取扱作業場、喫煙・飲食禁止等) ⑩呼吸用保護具(電動ファン付呼吸用保護具)・保護衣着用 ⑪石綿等に係る措置の実施(湿潤化) ⑫隔離解除時の措置(除去部分の湿潤化、石綿濃度の測定等)の実施 ⑬運搬時の発散防止

吹付け材の除去等 (レベル1)	石綿障害予防規則	⑭ 作業の記録(当該作業をやめてから40年保存) ⑮ <u>作業計画通りに作業を行ったことの記録(当該作業終了後3年保存)</u> ⑯ 石綿健康診断の実施(当該作業をやめてから40年保存)
	大気汚染防止法・同施行令・同施行規則	① 特定建築材料有無の調査結果の発注者への説明 ② <u>届出対象</u> 特定工事の事前届出(発注者)(14日前まで) ③ 掲示(特定工事がどうかの調査結果、 <u>届出対象</u> 特定粉じん排出等作業に係る事項) ④ 作業基準の遵守 (<u>負圧隔離</u> 、集じん・排気装置の点検、除去部分への薬液等の散布等) ⑤ <u>下請負業者に対する元請業者の指導</u> ⑥ <u>作業完了の確認、報告及び記録の作成・保存</u>
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・同施行令・同施行規則	① 特別管理産業廃棄物“ <u>廃石綿等</u> ”として処理(特別管理産業廃棄物管理責任者・マニフェスト・帳簿の作成等)
保温材・断熱材・耐火被覆材の除去等 (レベル2)	労働安全衛生法・同施行令・労働安全衛生規則	① 健康診断の実施等 ② <u>除去工事の計画の届出(14日前まで)</u> ③ 作業主任者等の表示
	石綿障害予防規則	<u>*切断等を行う場合</u> ① 作業計画の作成 ② 関係者以外の立入禁止 ③ 作業場所の <u>負圧隔離</u> (切断等を伴う場合のみ) ④ セキュリティゾーン(前室、洗身室、更衣室)の設置 ⑤ 作業場及びセキュリティゾーンの <u>負圧隔離</u> ⑥ 作業主任者の選任 ⑦ 特別教育の実施(4.5時間) ⑧ 表示・掲示等(石綿有無の調査結果、立入禁止、石綿取扱作業場、喫煙・飲食禁止等) ⑨ 呼吸用保護具・保護衣着用(作業による) ⑩ 石綿等に係る措置の実施(湿潤化) ⑪ 隔離解除時の措置(除去部分の湿潤化、石綿濃度の測定等)の実施 ⑫ 運搬時の発散防止 ⑬ 作業の記録(当該作業をやめてから40年保存) ⑭ <u>作業計画通りに作業を行ったことの記録(当該作業終了後3年保存)</u> ⑮ 石綿健康診断(当該作業をやめてから40年保存) <u>*切断等を行わない場合</u> 上記③、④及び⑤に代えて以下を実施 その他は同様に実施 ⑯ 作業場の養生 ⑰ 作業場所の隔離のない場合の労働者以外の立入禁止及び掲示
	大気汚染防止法・同施行令・同施行規則	<u>*切断等を行う場合</u> ① 特定建築材料有無の調査結果の発注者への説明 ② <u>届出対象</u> 特定工事の届出(発注者)(<u>14日前まで</u>) ③ 掲示(特定工事がどうかの調査結果、 <u>届出対象</u> 特定粉じん排出等作業に係る事項) ④ 作業基準の遵守 (<u>負圧隔離</u> 、集じん・排気装置の点検、除去部分への薬液等の散布等) ⑤ <u>下請負業者に対する元請業者の指導</u> ⑥ <u>作業完了の確認、報告及び記録の作成・保存</u> <u>*切断等を行わない場合</u> ⑦ 上記④の作業基準を“作業場の養生、除去部分への薬液等の散布等”に変更
廃棄物の処理及び清掃に関する法律・同施行令・同施行規則	① 特別管理産業廃棄物“ <u>廃石綿等</u> ”として処理(特別管理産業廃棄物管理責任者・マニフェスト・帳簿の作成等)	
成形板等の除去等 (レベル3)	労働安全衛生法・同施行令・労働安全衛生規則	① 健康診断の実施等 ② 作業主任者等の表示
	石綿障害予防規則	① 作業計画の作成 ② 作業主任者の選任 ③ 関係者以外の立入禁止 ④ 特別教育の実施(4.5時間) ⑤ 表示・掲示等(石綿有無の調査結果、立入禁止、石綿取扱作業場、喫煙・飲食禁止) ⑥ 呼吸用保護具・作業衣着用 ⑦ 石綿等に係る措置(湿潤化) ⑧ <u>特に石綿等の粉じんが発散しやすいものを切断等で除去する場合は隔離(負圧不要)(現状：石綿含有けい酸カルシウム板第一種が該当)</u> ⑨ 運搬時の発散防止 ⑩ 作業の記録(当該作業をやめてから40年保存) ⑪ <u>作業計画通りに作業を行ったことの記録(当該作業終了後3年保存)</u> ⑫ 石綿健康診断(当該作業をやめてから40年保存)
	大気汚染防止法・同施行令・同施行規則	① 特定建築材料有無の調査結果の発注者への説明 ② 掲示(特定工事がどうかの調査結果) ③ <u>作業基準の遵守</u>
廃棄物の処理及び清掃に関する法律・同施行令・同施行規則	① 石綿含有産業廃棄物として処理(安定型処分場・マニフェスト・他の廃棄物との分別)	

<p><u>仕上塗材の除去等</u> <u>(レベルなし)</u></p>	<p>労働安全衛生法・同施行令・労働安全衛生規則</p>	<p>①健康診断の実施等 ②作業主任者等の表示</p>
	<p>石綿障害予防規則</p>	<p>①作業計画の作成 ②作業主任者の選任 ③関係者以外の立入禁止 ④特別教育の実施(4.5時間) ⑤表示・掲示等(石綿有無の調査結果、立入禁止、石綿取扱作業場、喫煙・飲食禁止) ⑥呼吸用保護具・作業衣着用 ⑦石綿等に係る措置(湿潤化) ⑧電動工具を使用して除去する場合は隔離(負圧不要) ⑨運搬時の発散防止 ⑩作業の記録(当該作業をやめてから40年保存) ⑪作業計画通りに作業を行ったことの記録(当該作業終了後3年保存) ⑫石綿健康診断(当該作業をやめてから40年保存)</p>
	<p>大気汚染防止法・同施行令・同施行規則</p>	<p>①特定建築材料有無(特定工事かどうか)の調査及び発注者への説明 ②掲示(特定工事かどうかの調査結果) ③作業基準の遵守</p>
	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律・同施行令・同施行規則</p>	<p>①石綿含有産業廃棄物として処理(マニフェスト・他の廃棄物との分別)</p>

【解体等に関する参考資料】

「目で見えるアスベスト建材(第2版)」(国土交通省ホームページ)

「石綿(アスベスト)含有建材データベース Web版」(<https://www.asbestos-database.jp/>)

建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(厚生労働省、環境省 令和3年3月)

「建築改修工事監理指針 令和元年版」((一財)建築保全センター 令和元年12月)

「建築物解体工事共通仕様書(平成31年版)・同解説 令和2年版」((一社)公共建築協会 令和2年6月)

「石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第3版)」(環境省 令和3年3月)

「船舶における適正なアスベストの取扱いに関するマニュアル」((一財)日本船舶技術研究協会 平成23年3月)